








受監第 29年11月20日 号	委員 代表監査	監査委員	事務局長	合議	書記
					

受総第1078号
平成29年11月20日

琴浦町監査委員 山根弘和様
同 桑本始様

琴浦町長 山下一郎



随時監査報告書における結果及び意見について(回答)

平成29年10月23日付発監第25号「財政援助団体監査の結果について(報告)」
において意見のありました事項につきまして、別紙のとおり対応を検討して
います。

なお、対応方針の中で御確認されたい点等ありましたら、御連絡いただきま
すようお願いいたします。

財政援助団体監査結果について

監査対象	監査結果概要	回答 (対応方針)
<p>琴浦町観光情報発信業務委託料</p>	<p>事務処理上、琴浦町と琴浦町観光協会が締結している契約の名称は、「業務請負」ではなく「業務委託」とするのが適当。</p> <p>なお、業務完了後、町は契約書第8条第2項で定める検査を実施し、観光協会は目的物を速やかに引き渡さなければならないが、当該検査及び引渡し未実施である。代金の支払い、書類の記録、成果品の保存等を含め、契約書の条項に則した事務処理を行われない。</p> <p>また、観光情報発信業務について「委託」と「補助」のいずれの方法によるのが良いのか相互の役割分担も含めて検討されたい。</p> <p>併せて、将来計画を含めたより具体的な来町ルート、訪問先、行事・イベント等を明示するなど更なる誘客促進に向けた取組を実施されたい。</p>	<p>年内に琴浦町観光協会と意見交換会を実施し、次年度契約に向けて契約の名称、役割分担及び取組内容について協議、検討等を行います。</p> <p>また、今後は契約書の条項に則した事務処理を行います。</p>